

議 会 運 営 委 員 会

令和7年3月21日（金）

午前9時30分

第2委員会室

議 題

- 1 令和7年第2回（3月）尾張旭市議会定例会の運営について
- 2 5月臨時会、6月定例会の日程について
- 3 議会BCPの内容の検証・点検について
- 4 その他

配付資料一覧

【議題1 資料】

- 1 議案等の概要
- 2 議事日程（案）最終日
- 3 討論通告一覧
- 4 令和7年第2回（3月）尾張旭市議会定例会 議案等審査付託表
- 5 予算決算委員会の進行
- 6 議員提案第1号 尾張旭市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の特例を定める条例の制定について
- 7 委員会提案第1号 尾張旭市議会委員会条例の一部改正について
- 8 委員会提案第2号 尾張旭市議会個人情報保護条例の一部改正について

【議題2 資料】

- 9 令和7年5月臨時会・6月定例会日程（案）

【議題3 資料】

- 10 尾張旭市議会BCP（業務継続計画）（令和7年4月（第2版））
- 11 災害用携帯ハンドブック（令和7年4月現在）
- 12 令和6年度議会防災訓練における確認事項
- 13-1 議員安否・所在確認表（記入例）
- 13-2 情報収集連絡表（記入例）

【議題4 資料】

なし

議案等の概要

1

1 追加議案（3件）

第31号議案 令和6年度尾張旭市一般会計補正予算（第8号）（財政課）

（単位 千円）

補正前予算額	31,934,926	補正予算額	83,616	補正後予算額	32,018,542
歳入	地方交付税				
	・普通地方交付税				21,386
	・特別地方交付税				25,000
	国庫支出金				
	・新しい地方経済・生活環境創生交付金（地域防災緊急整備型）				37,230
歳出	消耗品費				25,600
	防災用備品購入費				47,200
	災害時給電車両購入費				11,200
	予備費				△384
繰越明許費補正 1件					

第32号議案 尾張旭市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について（こども未来課）

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の整備を図る。

施行期日 令和7年4月1日

第33号議案 尾張旭市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について（こども未来課）

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の整備を図る。

施行期日 令和7年4月1日

<市長報告（1件）>

専決処分の報告について（財政課）

地方自治法第180条第1項の規定により、損害賠償額を決定し、和解をする専決処分を行ったため、同条第2項の規定による報告を行う。

・印場元町五丁目地内における公用車運転中の人身事故（休業補償及び慰謝料に関する追加分）

損害賠償額 201,992円（過失割合 100%）専決年月日 令和7年2月28日

議会運営委員長報告

第 1 諸報告

- (1) 議長報告
- (2) 市長報告

第 2 委員会の所管事務調査報告の件
議会運営委員会

第 3 委員長報告及び報告に対する質疑

- (1) 予算決算委員会
- (2) 福祉文教委員会
- (3) 都市環境委員会
- (4) 総務委員会

第 4 付託議案等の討論、採決

第 5 議員提案第1号

上程、提案理由の説明、質疑、討論、採決又は委員会付託

第 6 第31号議案から第33号議案まで

上程、提案理由の説明、質疑、討論、採決又は委員会付託

第 7 委員会提案第1号及び委員会提案第2号

上程、提案理由の説明、質疑、討論、採決又は委員会付託

令和7年第2回（3月）尾張旭市議会定例会

討論通告一覧

議案等番号	通 告 者	反対又は賛成の別
第7号議案	川村 つよし	反対
第7号議案	安田 吉宏	賛成
第8号議案	榊原 利宏	反対
第11号議案	榊原 利宏	反対
第12号議案	榊原 利宏	反対
第13号議案	川村 つよし	賛成

○ 福祉文教委員会

議案番号	件名
第32号議案	尾張旭市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
第33号議案	尾張旭市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

○ 予算決算委員会

議案番号	件名
第31号議案	令和6年度尾張旭市一般会計補正予算（第8号）

令和7年3月定例会最終日における予算決算委員会の進行

本会議

日程第6 第31号議案から第33号議案まで

⇒ 上程、提案理由の説明、質疑、委員会付託



予算決算委員会 全体会①(議場)

進 行	説 明 者
1 第31号議案 令和6年度尾張旭市一般会計補正予算(第8号)	
2 議案の割り振り	
散会	



福祉文教委員会(第2委員会室)
第32号議案、第33号議案の審査



総務分科会(第2委員会室)

進 行	説 明 者
第31号議案 令和6年度尾張旭市一般会計補正予算(第8号)	
1 歳入歳出説明	総務部長
2 質疑応答	
3 議員間討議	
散会	



予算決算委員会 全体会②(第1委員会室)

進 行
分科会会長報告及び報告に対する質疑、討論、採決
散会



本会議再開

日程第6 第31号議案から第33号議案まで

⇒ 議長報告、委員長報告及び報告に対する質疑、討論、採決

議員提案第 1 号

尾張旭市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の特例を定める条例の制定について

上記の議案を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条及び尾張旭市議会会議規則（平成15年議会規則第1号）第13条第1項の規定により提出する。

令和7年3月18日

尾張旭市議会議長 殿

提出者 山下 幹雄
賛成者 勝股 修二

提案理由

この案を提出するのは、中学校給食費における保護者負担の上昇を抑制するために、議員の報酬月額を削減し、市民代表である市議会議員の政治姿勢において次世代及び子育て家庭支援を目に見える形で表すため必要があるからである。

尾張旭市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の特例を定める条例

令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に係る議会の議員の議員報酬月額は、尾張旭市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成16年条例第1号。以下「条例」という。）第2条の規定にかかわらず、同条各号に定める額から当該額に100分の5を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、条例第6条第2項に規定する期末手当の額の算出の基礎となる議員報酬月額は、条例第2条各号に定める額とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（この条例の失効）

2 この条例は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

委員会提案第1号

尾張旭市議会委員会条例の一部改正について

上記の議案を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第109条第6項及び尾張旭市議会会議規則（平成15年議会規則第1号）第13条第3項の規定により提出する。

令和7年3月24日

尾張旭市議会議長 殿

提出者

議会運営委員長

谷口武司

提案理由

この案を提出するのは、オンラインによる方法での委員会開催を可能とするため必要があるからである。

尾張旭市議会委員会条例の一部を改正する条例

尾張旭市議会委員会条例（平成15年条例第1号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
	<p><u>(委員会の開会方法の特例)</u></p> <p><u>第11条の2 委員長は、次の各号のいずれかに該当する場合において、委員が委員会の開会場所に参集することが困難と認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「オンラインによる方法」という。）で委員会を開くことができる。ただし、第54条第1項の秘密会は、この限りでない。</u></p> <p><u>(1) 大規模な災害等の発生等又は重大な感染症のまん延による場合</u></p> <p><u>(2) 疾病、育児、看護、介護等のやむを得ない事由による場合</u></p> <p><u>2. 前項の規定により開く委員会において、オンラインによる方法で出席を希望する委員は、あらかじめ委員長に届け出なければ</u></p>

(定足数)

第19条 委員会は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。ただし、第30条の規定による除斥のため半数に達しないときは、この限りでない。

(出席説明の要求)

第24条 (略)

2 (略)

(委員の除斥)

第30条 (略)

(委員外議員の発言)

第43条 (略)

2 (略)

ならない。

3 前項の規定による届出をして、委員会に出席した委員は、委員会に出席したものとみなして、この条例の規定を適用する。

4 オンラインによる方法での委員会の開会方法その他必要な事項は、議長が別に定める。

(定足数)

第19条 委員会は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。ただし、第30条第1項の規定による除斥のため半数に達しないときは、この限りでない。

(出席説明の要求)

第24条 (略)

2 前項の規定により出席を求められた者は、オンラインによる方法で出席するときは、議長を経て、委員会にその旨を申し出なければならない。

3 (略)

4 前項の場合において、委員でない紹介議員及び請願者は、オンラインによる方法で委員会に出席することができる。

(委員の除斥)

第30条 (略)

2 前項の委員が、第11条の2第2項の規定による届出をして、委員会に出席しているときは、当該委員は、前項ただし書の規定による発言をオンラインによる方法で行うことができる。

(委員外議員の発言)

第43条 (略)

2 (略)

<p>(公述人の決定)</p> <p>第58条 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p><u>3 前2項の場合において、委員でない議員は、オンラインによる方法で委員会に出席することができる。</u></p> <p>(公述人の決定)</p> <p>第58条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><u>3 公述人は、オンラインによる方法で公聴会に出席することができる。</u></p>
<p>(代理人又は文書による意見の陳述)</p> <p>第61条 (略)</p> <p>第62条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>(代理人又は文書による意見の陳述)</p> <p>第61条 (略)</p> <p><u>2 前項ただし書は、オンラインによる方法で出席する公述人には準用しない。</u></p> <p>第62条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><u>3 参考人は、オンラインによる方法で委員会に出席することができる。</u></p> <p><u>4 (略)</u></p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

委員会提案第2号

尾張旭市議会個人情報保護条例の一部改正について

上記の議案を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第109条第6項及び尾張旭市議会会議規則（平成15年議会規則第1号）第13条第3項の規定により提出する。

令和7年3月24日

尾張旭市議会議長 殿

提出者

議会運営委員長

山口武司

提案理由

この案を提出するのは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、所要の整備を図るため必要があるからである。

尾張旭市議会個人情報保護条例の一部を改正する条例

尾張旭市議会個人情報保護条例（令和4年条例第17号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 この条例において「保有個人情報」とは、議会の事務局の職員（以下この章から第3章まで及び第6章において「職員」という。）が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものをいう。ただし、尾張旭市情報公開条例（平成12年条例第25号。以下「情報公開条例」という。）第2条第2項に規定する公文書（以下「公文書」という。）に記録されているものに限る。</p> <p>5～9 (略)</p> <p>10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別す</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 この条例において「保有個人情報」とは、議会の事務局の職員（以下この章から第3章まで及び第6章において「職員」という。）が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものをいう。ただし、尾張旭市情報公開条例（平成12年条例第25号_____）第2条第2項に規定する公文書（以下「公文書」という。）に記録されているものに限る。</p> <p>5～9 (略)</p> <p>10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別す</p>

るための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下

「番号法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。

11～13（略）

（利用及び提供の制限）

第12条（略）

2～4（略）

5 保有特定個人情報に関しては、第2項第2号から第4号まで及び第29条の規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)	(略)	(略)
第38条第1項第1号	(略)	第12条第5項の規定により読み替えて適用する同条第1項及び第2項（第1号に係る部分に限る。）の規定に違反して利用されているとき、番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき
(略)	(略)	(略)

るための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。第12条第5項にお

いて「番号法」という。）第2条第9項に規定する特定個人情報をいう。

11～13（略）

（利用及び提供の制限）

第12条（略）

2～4（略）

5 保有特定個人情報に関しては、第2項第2号から第4号まで_____の規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)	(略)	(略)
第38条第1項第1号	(略)	第12条第5項の規定により読み替えて適用する同条第1項及び第2項（第1号に係る部分に限る。）の規定に違反して利用されているとき、番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号法第2条第10項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき
(略)	(略)	(略)

(個人情報ファイル簿の作成及び公表)

第17条 議長は、その定めるところにより、議会が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ次に掲げる事項その他議長が定める事項を記載した帳簿（以下_____「個人情報ファイル簿」という。）を作成し、公表しなければならない。

(1)～(9) (略)

2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。

(1) 次に掲げる個人情報ファイル

ア 議会の議員若しくは議員であった者又は職員若しくは職員であった者に係る個人情報ファイルであつて、専らその人事、議員報酬、給与又は_____報酬、_____福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの
イ～キ (略)

(2)・(3) (略)

3 (略)

(開示請求権)

第18条 何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、議会の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下この章において「代理人」と総称する。）は、本人に代わつて前項の規定による開示の請求（以下この章及び第48条において「開示請求」という。）をすることができる。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与

(個人情報ファイル簿の作成及び公表)

第17条 議長は、その定めるところにより、議会が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ次に掲げる事項その他議長が定める事項を記載した帳簿（第3項において「個人情報ファイル簿」という。）を作成し、公表しなければならない。

(1)～(9) (略)

2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。

(1) 次に掲げる個人情報ファイル

ア 議会の議員若しくは議員であった者又は職員若しくは職員であった者に係る個人情報ファイルであつて、専らその人事、議員報酬、給与若しくは報酬若しくは福利厚生に関する事項又は_____これらに準ずる事項を記録するもの
イ～キ (略)

(2)・(3) (略)

3 (略)

(開示請求権)

第18条 何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、_____自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下_____「代理人」と総称する。）は、本人に代わつて前項の規定による開示の請求（以下_____「開示請求」という。）をすることができる。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与

等)

第27条 (略)

2 議長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第24条第1項の決定（以下この章において「開示決定」という。）に先立ち、当該第三者に対し、議長が定めるところにより、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他議長が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1)・(2) (略)

3 (略)

(訂正請求権)

第31条 (略)

2 代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求（以下この章及び第48条において「訂正請求」という。）をすることができる。

3 (略)

(訂正請求の手続)

第32条 (略)

2 (略)

3 議長は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者（以下この章において「訂正請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

(利用停止請求権)

第38条 何人も、自己を本人とする保有個人情報があるときは、この条例の定めるところ

等)

第27条 (略)

2 議長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第24条第1項の決定（以下_____「開示決定」という。）に先立ち、当該第三者に対し、議長が定めるところにより、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他議長が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1)・(2) (略)

3 (略)

(訂正請求権)

第31条 (略)

2 代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求（以下_____「訂正請求」という。）をすることができる。

3 (略)

(訂正請求の手続)

第32条 (略)

2 (略)

3 議長は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者（以下_____「訂正請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

(利用停止請求権)

第38条 何人も、自己を本人とする保有個人情報があるときは、この条例の定めるところ

により、議長に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下この章において「利用停止」という。）に関して他の法令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

(1)・(2) (略)

2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下この章及び第48条において「利用停止請求」という。）をすることができる。

3 (略)

(利用停止請求の手續)

第39条 (略)

2 (略)

3 議長は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者（以下この章において「利用停止請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

(適用除外)

第47条 保有個人情報（不開示情報を専ら記録する公文書に記録されているものに限る。）のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、第4章（第4節を除く。）の規定の適用については、議会に保有されていないものとみなす。

(開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等)

により、議長に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下_____「利用停止」という。）に関して他の法令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

(1)・(2) (略)

2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下_____「利用停止請求」という。）をすることができる。

3 (略)

(利用停止請求の手續)

第39条 (略)

2 (略)

3 議長は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者（以下_____「利用停止請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

(適用除外)

第47条 保有個人情報（不開示情報を専ら記録する公文書に記録されているものに限る。）のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、前章（第4節を除く。）の規定の適用については、議会に保有されていないものとみなす。

(開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等)

第48条 議長は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求（以下この条において「開示請求等」という。）をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、保有個人情報の特定_____その他開示請求等を行うとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

第48条 議長は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求（以下この条において「開示請求等」という。）をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、保有個人情報の特定に資する情報の提供その他開示請求等を行うとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

令和7年5月臨時会・6月定例会日程（案）

月日	議会日程案	行事予定
4月28日	月	14:00 例月出納検査、財政援助団体等監査
4月29日	火 <昭和の日>	10:00 愛知県護國神社 春のみたま祭
4月30日	水	13:30 尾張東部衛生組合例月出納検査会
5月1日	木 9:30 臨時会打合せ(副市長出席)	
5月2日	金	
5月3日	土 <憲法記念日>	
5月4日	日 <みどりの日>	
5月5日	月 <こどもの日>	
5月6日	火 <振替休日>	
5月7日	水	
5月8日	木	
5月9日	金 9:30 議会運営委員会(副市長出席)	PM愛知県各市選挙管理委員会連合会総会
5月10日	土	
5月11日	日	
5月12日	月 招集告示	
5月13日	火	
5月14日	水	
5月15日	木	
5月16日	金	
5月17日	土	
5月18日	日	
5月19日	月 9:30 臨時会(市長、副市長出席)	
5月20日	火	全国市議会議長会定期総会

月日	議会日程案	行事予定
5月21日	水	
5月22日	木	
5月23日	金	
5月24日	土	
5月25日	日	
5月26日	月 9:30 定例会打合せ(副市長出席)	10:30 商工会通常総代会
5月27日	火	14:00 公立陶生病院組合議会臨時会
5月28日	水	
5月29日	木 請願・陳情受付締切(～正午)	10:00 瀬戸旭看護専門学校組合議会臨時会 14:00 例月出納検査、財政援助団体等監査 14:00 尾張東部衛生組合議会臨時会
5月30日	金 9:30 議会運営委員会(副市長出席)	東海地区都市監査委員会総会・研修会
5月31日	土	
6月1日	日	
6月2日	月 招集告示 9:30 全員協議会(副市長出席)	
6月3日	火 質問受付(9:00～17:00)	全国市長会議
6月4日	水 質問受付(9:00～17:00)・議案質疑(～17:00)	全国市長会議
6月5日	木	
6月6日	金 9:30 議会運営委員会	
6月7日	土	
6月8日	日	
6月9日	月 9:30 本会議(初日)(市長、副市長出席)	
6月10日	火	
6月11日	水	
6月12日	木	
6月13日	金 9:30 本会議(一般質問)(市長、副市長出席)	参議院議員通常選挙 R4 公示日:6月22日、投票日:7月10日 R1 公示日:7月4日、投票日:7月21日 H28 公示日:6月22日、投票日:7月10日 H25 公示日:7月4日、投票日:7月21日
6月14日	土	
6月15日	日	
6月16日	月 9:30 本会議(一般質問)(市長、副市長出席)	
6月17日	火 9:30 本会議(一般質問)(市長、副市長出席)、予算決算委員会(全体会)(副市長出席)	
6月18日	水	(シルバー人材センター一定時総会)
6月19日	木	
6月20日	金 9:30 福祉文教委員会、予算決算委員会福祉文教分科会(副市長出席)	
6月21日	土	
6月22日	日	
6月23日	月 9:30 都市環境委員会、予算決算委員会都市環境分科会(副市長出席)	14:00 愛知県市町村振興協会定時評議員会
6月24日	火 9:30 総務委員会、予算決算委員会総務分科会(副市長出席)	
6月25日	水 9:30 予算決算委員会(全体会)(副市長出席)	13:30 尾張東部衛生組合例月出納検査会
6月26日	木 9:30 各派代表者会(予定) (討論通告期限・～正午)	
6月27日	金 9:30 議会運営委員会	14:00 例月出納検査、水道事業会計・公共下水道事業会計決算審査
6月28日	土	
6月29日	日	
6月30日	月 9:30 本会議(最終日)(市長、副市長出席)	

尾張旭市議会 B C P
(業務継続計画)

令和7年4月(第2版)

尾張旭市議会

目 次

第1 背景と目的	1
第2 議会BCPの発動基準	2
第3 災害等発生時の行動指針	3
1 議会	
2 議員	
3 市との連携・協力	
第4 尾張旭市議会災害対策本部	4
第5 災害等発生時の役割	5
1 議会の役割	
2 議長の役割	
3 議員の役割	
4 議会事務局の役割	
第6 行動基準(地震・風水害編)	7
1 対応段階	
2 各段階における行動基準	
(1) 予測期	
(2) 初動期	
ア 開庁時(本会議・委員会開会中)	
イ 開庁時(ア以外の場合)	
ウ 閉庁時(時間外・土日祝日)、[業務継続体制の流れ]	

(3) 応急期

(4) 復旧期

3 安否確認方法

4 参集・活動時に係る留意事項

(1) 連絡方法

(2) 服装

(3) 携行品

(4) 交通手段

(5) 緊急措置

[議員の参集フロー]

5 災害情報等の収集等

6 議会防災訓練

7 災害用携帯ハンドブックの作成

第7 行動基準(感染症編) 15

1 発生段階

2 段階に応じた行動基準

3 議員が感染した場合

4 感染に係る情報公開

第8 その他 17

第9 議会 BCP の見直し・更新 17

第10 各種様式 17

第1 背景と目的

平成23年3月に発生した東日本大震災以降、国内各所で想定を超える巨大な地震や津波などが発生し、甚大な被害をもたらしている。また、本市においても、今後、南海トラフ沿いで発生することが想定されている大規模地震（南海トラフ地震）による甚大な被害が懸念されている。

過去の地震被災地域では、被災者救済、復旧に向け、補正予算などの専決処分が数多く行われ、二元代表制の一翼である議会の基本的機能が果たされなかったという経緯と教訓から、市が策定する防災計画やBCP以外に、議会独自のBCPの策定が必要となっている。

一方、令和2年3月には、世界保健機構（WHO）が世界的大流行を宣言した新型コロナウイルス感染症により、大規模災害に匹敵するほどの感染症による脅威が発生した。

このことから、大規模災害等が発生した非常事態でも、二元代表制としての議事機関、住民代表機関としての議会が、迅速な意思決定と多様な市民ニーズに対応できる議会機能の維持を図るため、必要となる組織体制や議員の行動基準などを定めた尾張旭市議会業務継続計画（以下「議会BCP」という。）を策定するものである。

第2 議会BCPの発動基準

議会BCPの対象とする災害種別と発動基準を次表のとおりとする。

※ 尾張旭市地域防災計画に基づく尾張旭市災害対策本部（以下「市対策本部」という。）が設置される災害配備基準を概ね準用する。

災害種別	発動基準
風水害	① 市対策本部が第2非常配備〈警戒体制〉としたとき ② 市対策本部が第3非常配備としたとき
地震	（地震災害） ① 市対策本部が第2非常配備としたとき ② 市対策本部が第3非常配備としたとき （南海トラフ臨時情報） ① 市対策本部が第2非常配備としたとき
その他	上記自然災害のほか、大規模火災などの大規模な事故、新型インフルエンザ等の重大な感染症、大規模テロなどによる大きな被害が発生した場合、又はそのおそれがあるとき

〈市非常配備基準（抜粋）〉

（風水害）

種別	配備時期
第2非常配備 〈警戒体制〉	以下のいずれかに該当した場合 ① 尾張旭市に対して大雨・暴風・洪水の各警報、土砂災害警戒情報、大雨・暴風の各特別警報のうち、いずれかが発令され、市対策本部長が警戒体制に移行する必要があると認めた場合 ② その他市対策本部長が必要と認めた場合
第3非常配備	市内全域又は相当の地域に甚大な被害が発生又は発生すると予想され、市対策本部長が必要と認めた場合

（地震災害）

種別	配備時期
第2非常配備	尾張旭市で震度5弱が観測された場合
第3非常配備	尾張旭市で震度5強が観測された場合又は通信回線が途絶し、情報伝達ができなくなった場合

（南海トラフ臨時情報）

種別	配備時期
第2非常配備	「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が発表され、市対策本部長が必要と認めた場合

第3 災害等発生時の行動指針

1 議会

議会は、市内で災害等が発生した非常事態時においても議会の機能を停止させることなく、適正かつ公正に議会運営を行う。そのため、発災時から復旧に至るまでの様々なケースを想定し、審議・調査等を行える体制を整える。

2 議員

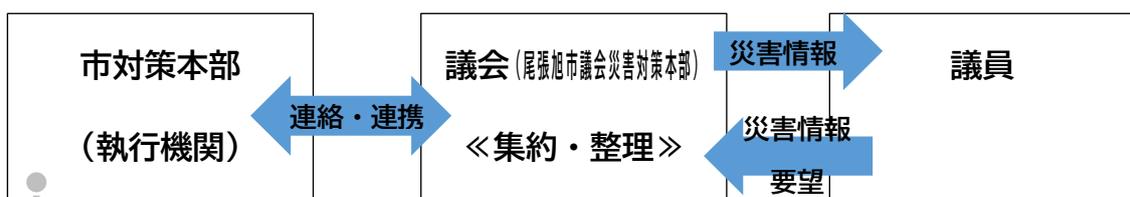
議員は、議会が議事機関としての機能を維持するための構成員としての役割を担う。

また、地域の一員として、被災した市民の救援や被害の復旧を果たす役割を担うとともに、地域の被災状況や要望の情報収集等に努める。

3 市との連携・協力

災害発生時において、実質的かつ主体的に対応するのは市対策本部（執行機関）である。議会は議事機関であるため、主体的な役割は担わない。よって、災害発生時においては、市対策本部（執行機関）が職務に専念できるよう、災害等の情報収集、要請等行動については、議員が個別に行うことなく、議会として集約し、状況や必要性により対応しなければならない。

一方で、議会として行政監視機能と議決機能を適切に実行するため正確な情報を収集し、確認することも必要であるため、議会と市対策本部（執行機関）はそれぞれの役割を踏まえて、情報の共有体制を整えるものとする。



[注意] 議員は市対策本部と直接やり取りしない。

(初動体制・応急対応に専念させるため)

- 尾張旭市議会災害対策本部長である議長は、市対策本部の会議等を傍聴することができる。
- 議会事務局長は市対策本部に本部員として参画し、正副議長に情報を伝達する。

第4 尾張旭市議会災害対策本部

1 設置

- (1) 議長は、議会BCPの対象となる災害等が発生したとき、又は、市対策本部が設置された場合、必要に応じて、尾張旭市議会災害対策本部（以下「議会本部」という。）を設置する。
- (2) 上記以外の場合においても、議長が必要と認めるときは、議会本部を設置することができる。
- (3) 議会本部は、尾張旭市庁舎内「尾張旭市議会事務局」に設置する。
ただし、市庁舎が使用できないときは議長が別に定める。

2 構成

- (1) 議会本部は、本部長（議長）、副本部長（副議長）をもって構成する。
- (2) 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 参集基準及び範囲

- (1) 本部長及び副本部長は、議会BCPの対象となる災害等が発生したときは、必要に応じて参集する。
- (2) 本部長が必要と認める場合は、議員に対し、議会本部への参集を求めることができる。

4 任務

- (1) 議員の安否等の確認を行うこと。
- (2) 市対策本部からの災害情報を各議員に提供すること。
- (3) 災害情報を収集・整理し、市対策本部に提供すること。
- (4) 被災地及び避難所等の調査を行うこと。
- (5) 必要に応じ国・県等へ要望を行うこと。
- (6) その他、本部長が必要と認める事項に関すること。

5 情報共有及び協議・調整

議会本部は、情報共有及び、協議・調整を行うため、必要に応じて議会本部会議を開催することができる。

第5 災害等発生時の役割

1 議会の役割

- (1) 議会BCPの対象となる災害等が発生したときは、議会本部を設置し、市対策本部が災害等の対応に専念できるよう、必要な協力・支援を行う。
- (2) 災害等支援、復旧・復興が迅速に進むよう、条例や予算等の審議を行う。

2 議長の役割

- (1) 議会本部の設置を決定する。
- (2) 議会本部の事務を本部長として総括する。
- (3) 議会の災害対応に関する事務を総括する。
- (4) 必要に応じて市対策本部の会議等を傍聴し、情報収集に努める。
- (5) 上記(1)から(4)までにおいて、議長が不在又は職務を行うことができない場合は、職務代理者が行う。

順位	職務代理者
1	副議長
2	議会運営委員会委員長
3	総務委員会委員長
4	福祉文教委員会委員長
5	都市環境委員会委員長
6	予算決算委員会委員長
7	会派の代表者（多数会派順）

3 議員の役割

- (1) 自らの安否及び居所又は連絡場所を議会本部に報告し、連絡体制を確立する。
- (2) 議会本部より情報の提供を受ける。
- (3) 各地域における被災地及び避難所等での情報収集を行い、必要に応じ議会本部へ報告する。
- (4) 各地域における活動に協力する。
- (5) 各地域において被災者に対する相談及び助言等を行う。
- (6) 本部長から議会本部への参集の指示があった場合、議会本部へ参集する。
- (7) その他、本部長の指示があった場合には指示に基づき行動する。

4 議会事務局の役割

- (1) 議会事務局長は、市対策本部の設置状況等を正副議長に連絡する。

- (2) 議会事務局長は、議会BCP発動次第、正副議長に参集の連絡を行う。
- (3) 議会事務局職員は、市対策本部が設置された際に発せられる議会事務局長からの指示、市職員参集メールに基づき、議会事務局に参集する。
- (4) 非常時優先業務を行う。
非常時優先業務は次表のとおりとする。

NO	業務名	着手時期 (以内)
1	議員、傍聴者、来庁者の避難誘導及び安全確保	1日
2	<ul style="list-style-type: none"> ● 執務場所の確保 ● 議会事務局事務室等の被害状況確認 ① 議会設備 ② 電気、水道等のライフライン ③ パソコン、電話等、通信機器 	1日
3	正副議長への災害状況の情報提供	1日
4	議員の安否確認業務	1日
5	市対策本部との連絡体制の確保	1日
6	議会本部の設置・運営補助業務	1日
7	議員への災害状況の情報提供	1日
8	議員から提供される情報の整理業務	1日
9	本会議・委員会等の開催業務	1か月
10	その他議会運営に関する通常業務	1か月

- (5) 議会事務局の災害対応に係る業務は、議会事務局長が総括する。議会事務局長が不在又は登庁できない場合は、議事課長が職務を代理する。

第6 行動基準（地震・風水害編）

1 対応段階

対応段階	状態	議会・議員（正副議長除く）の行動基準
予測期	発災前	準備・確認 議会BCPを確認し、災害に備える。
初動期	発災から概ね3日間	議会本部設置 <ul style="list-style-type: none"> ● 議会本部に安否等の報告を行う。 ● 災害情報収集・報告を行う。 ● 本部長から参集指示があるまでは、「一市民」として、地域活動に従事する。
応急期	発災4日目から7日目	災害情報収集・把握・共有 本部長の指示に基づき参集し、議員活動を行う。参集時以外は、引き続き、地域活動に従事するとともに、災害情報を収集・報告する。
復旧期	発災8日目から1か月	議会機能の早期復旧 本会議・委員会を開催し、復旧に係る予算などの審議を行う。

2 各段階における行動基準

(1) 予測期

区分	行動内容
議員・議会 議会事務局	<input type="checkbox"/> 議会BCPでそれぞれの行動基準を確認する。 <input type="checkbox"/> 安否確認方法の確認を行う。

(2) 初動期

【ア 開庁時（本会議・委員会開会中）】

区分	行動内容
議員	<input type="checkbox"/> 自身の安全を確保し、近くに被災者があれば救助を行う。 <input type="checkbox"/> 指示があるまで会派室で待機する。

議会	<ul style="list-style-type: none"> □ 議長・委員長は、会議参加者全員の安否を確認する。 □ 直ちに本会議・委員会を休憩又は散会する。 □ 議長・委員長は、議会事務局職員に傍聴者の避難誘導と安全確保を指示する。 □ 正副議長は、議会事務局長から市対策本部が設置された旨の連絡を受けたら、議会本部の設置を協議する。
議会事務局	<ul style="list-style-type: none"> □ 自身の安全を確保し、近くに被災者があれば救助を行う。 □ 被災状況確認 □ 傍聴者、議員を安全な場所へ避難誘導を行う。 □ 議会事務局長は、市対策本部の設置状況等を正副議長に連絡する。 □ 非常時優先業務（議員の安否確認等）を行う。 □ 議会本部会議開催の準備を行う。

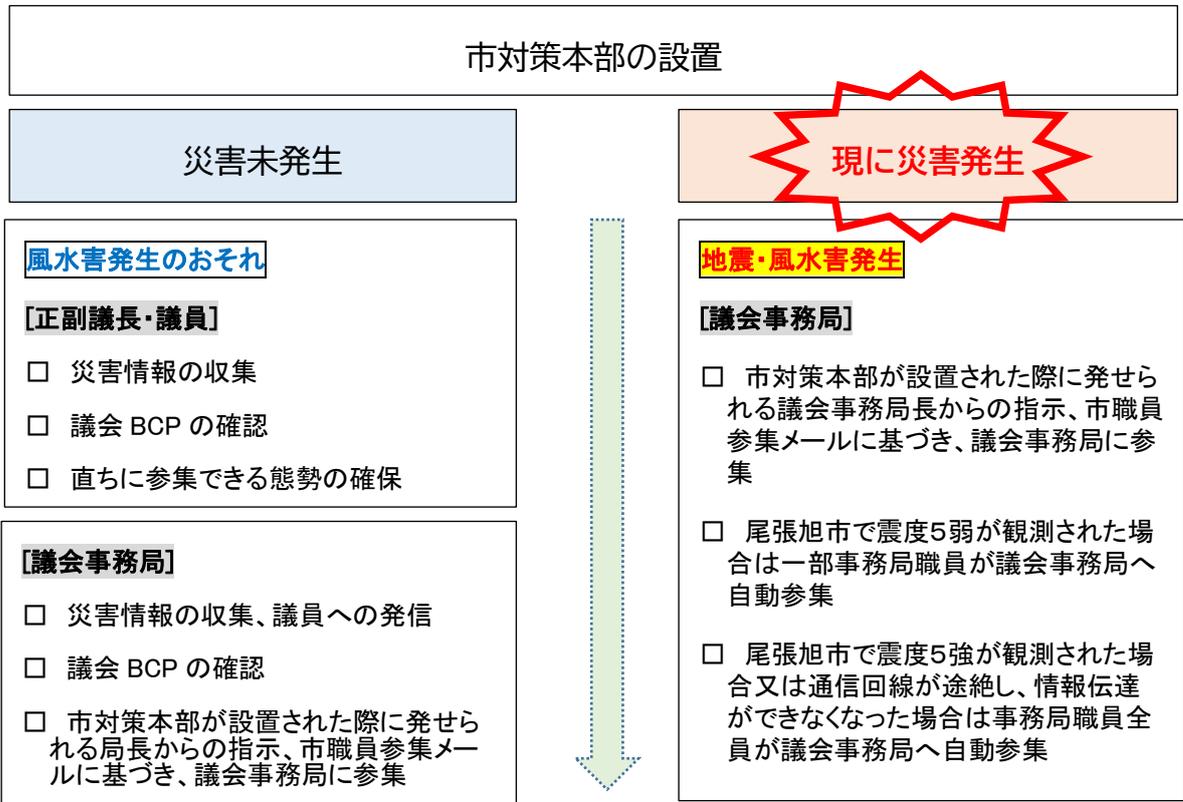
【イ 開庁時（ア以外の場合）】

区分	行動内容
議員	<ul style="list-style-type: none"> □ 自身の安全を確保し、近くに被災者があれば救助を行う。 【登庁時】 □ 指示があるまで会派室で待機するとともに、議会本部に安否等の報告を行う。 【登庁していない時】 □ 議会本部に安否等の報告を行い、本部長から参集指示があるまで連絡の取れる態勢を確保し、地域での支援活動、災害情報の収集・議会本部への報告に当たる。
議会	<ul style="list-style-type: none"> □ 正副議長は、議会事務局長から市対策本部が設置された旨の連絡を受けたら、議会本部の設置を協議する。 □ 議会BCP発動次第、議会事務局長からの参集連絡を受け、正副議長は正副議長室へ参集する。 □ 議長は、災害情報を収集し、議員の参集を検討する。 ※ 議員参集時は議員派遣手続が必要
議会事務局	<ul style="list-style-type: none"> □ 自身の安全を確保し、近くに被災者があれば救助を行う。 □ 被災状況確認 □ 議由来庁者、議員を安全な場所へ避難誘導を行う。 □ 議会事務局長は、正副議長に市対策本部の設置状況等や議会BCP発動時の参集の連絡を行う。 □ 非常時優先業務（議員の安否確認等）を行う。 □ 議会本部会議開催の準備を行う。

【ウ 閉庁日（時間外・土日祝日）】

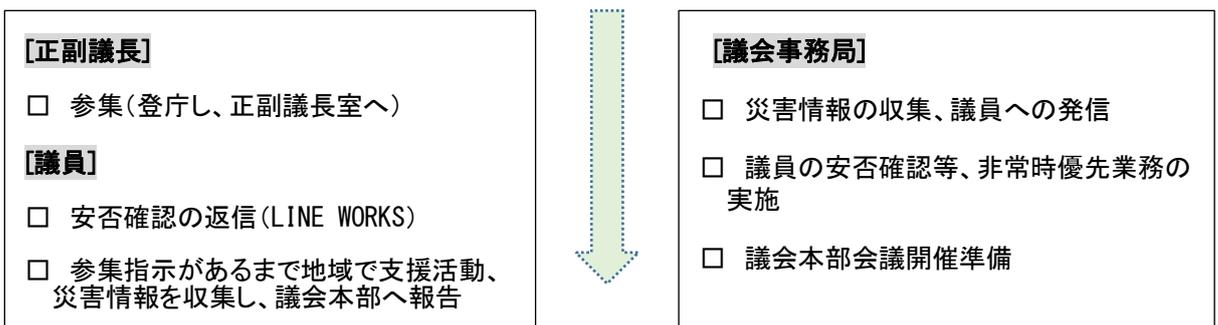
区分	行動内容
議員	<p>[市内にいる場合]</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 自身の安全を確保し、近くに被災者があれば救助を行う。 <input type="checkbox"/> 家族の安否を確認する。 <input type="checkbox"/> 議会本部へ安否等の報告を行う。 <input type="checkbox"/> 本部長から参集指示があるまで、連絡の取れる態勢を確保し、地域での支援活動、災害情報の収集・議会本部への報告に当たる。 <p>[市内不在時]</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 自身の安全を確保し、近くに被災者があれば救助を行う。 <input type="checkbox"/> 家族の安否を確認する。 <input type="checkbox"/> 議会本部へ安否等の報告を行う。 <input type="checkbox"/> 市内への帰路を確保し、速やかに帰宅する。 <input type="checkbox"/> 本部長から参集指示があるまで、連絡の取れる態勢を確保する。 <input type="checkbox"/> 帰宅後、議会本部から参集指示があるまで、地域での支援活動、災害情報の収集・議会本部への報告に当たる。
議会	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 正副議長は、議会事務局長から市対策本部が設置された旨の連絡を受けたら、議会本部の設置を協議する。 <input type="checkbox"/> 議会BCP発動次第、議会事務局長からの参集連絡を受け、正副議長は正副議長室へ参集する。 <input type="checkbox"/> 議長は、災害情報を収集し、議員の参集を検討する。 <p>※ 議員参集時は議員派遣手続が必要</p>
議会事務局	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 自身の安全を確保し、近くに被災者があれば救助を行う。 <input type="checkbox"/> 家族の安否を確認する。 <input type="checkbox"/> 正副議長、議会事務局職員の安否確認を行う。 <input type="checkbox"/> 議会事務局長は、正副議長に市対策本部の設置状況等や議会BCP発動時の参集の連絡を行う。 <input type="checkbox"/> 市対策本部が設置された際に発せられる議会事務局長からの指示、市職員参集メールに基づき、議会事務局に参集し、被害状況を確認する。 <input type="checkbox"/> 非常時優先業務（議員の安否確認等）を行う。 <input type="checkbox"/> 議会本部会議開催の準備

【閉庁日（時間外・土日祝日）における業務継続体制の流れ】

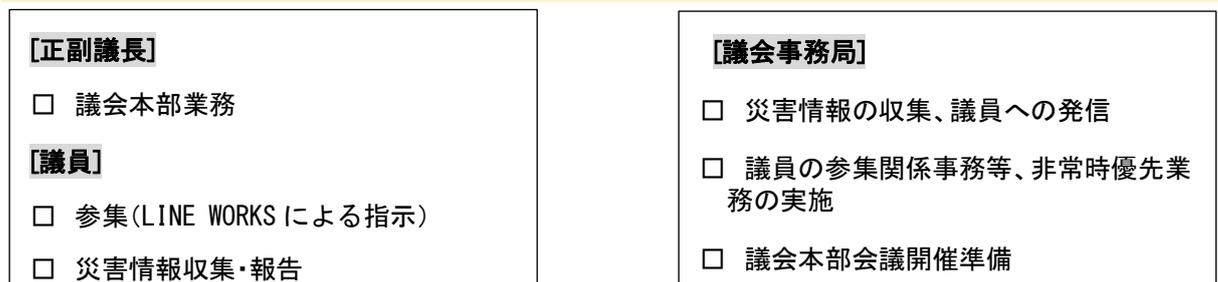


議会事務局長から市対策本部の設置を正副議長に報告
議会 BCP 発動次第、正副議長に参集を依頼

必要に応じ、議長の指示により議会本部を設置



正副議長参集後、議員の安否確認を集約、必要に応じて議長が議員の参集を指示



(3) 応急期

区分	行動内容
議員	<input type="checkbox"/> 本部長から参集指示があるときは、市役所に登庁し、議会活動を行う。 <input type="checkbox"/> 本部長から参集指示がないときは、連絡の取れる態勢を確保し、地域での支援活動、災害情報の収集に当たる。 <input type="checkbox"/> 地域の被災状況等の情報を議会本部へ報告する。
議会	<input type="checkbox"/> 市対策本部と各議員から集約した情報を時系列にまとめ、全議員で情報共有し、必要に応じて市対策本部へ報告する。 <input type="checkbox"/> 議会本部で災害対応に係る議会としての方針・対応を検討する。（本会議、委員会、会派活動、議会行事など）
議会事務局	<input type="checkbox"/> 非常時優先業務を実施する。 <input type="checkbox"/> 議会本部会議開催の準備 <input type="checkbox"/> 議会事務局長は、市対策本部の情報を正副議長に伝える。 <input type="checkbox"/> 全議員への情報発信及び議員からの災害情報を整理する。

(4) 復旧期

区分	行動内容
議員	<input type="checkbox"/> 本部長から参集指示があるときは、市役所に登庁し、議会活動を行う。 <input type="checkbox"/> 本部長から参集指示がないときは、連絡の取れる態勢を確保し、地域での支援活動、災害情報の収集に当たる。 <input type="checkbox"/> 地域の被災状況等の情報を議会本部へ報告する。
議会	<input type="checkbox"/> 市対策本部の活動状況に配慮した上で、必要に応じて被災や復旧の状況及び今後の災害対応について説明を求める。 <input type="checkbox"/> 市対策本部と各議員から集約した情報を時系列にまとめ、全議員で情報共有し、必要に応じて市対策本部へ報告する。 <input type="checkbox"/> 迅速な復旧及び復興に向け、必要に応じて国、県、その他関係機関に対して要望活動を行う。 <input type="checkbox"/> 議会本部で災害対応に係る議会としての方針・対応を協議する。（本会議、委員会、会派活動、議会行事など）
議会事務局	<input type="checkbox"/> 非常時優先業務を実施する。 <input type="checkbox"/> 議会本部会議開催の準備 <input type="checkbox"/> 議会事務局長は、市対策本部の情報を正副議長に伝える。 <input type="checkbox"/> 全議員への情報発信及び議員からの災害情報を整理する。

3 安否確認方法

優先順位	方法
1	LINE WORKS による返信
2	市議会グループウェアによりメールを送信 アドレス: syomu@owariasahi-gikai.jp
3	電話による連絡 議会事務局: 0561-76-8186(直通)
4	災害用伝言ダイヤル(171) による。
5	市役所へ登庁し、 議員安否・所在確認表(様式1) を紙面で提出

4 参集・活動時に係る留意事項

(1) 連絡方法

参集に係る連絡は、LINE WORKS による。

(2) 服装

防災活動に支障のない安全な服装（防災服等）

※ 防災服着用の際は、桃色の「市議会」の腕章を着用すること。



(3) 携行品（例） ※ 議員の食料、飲料水の市議会としての備蓄はありません。

<input type="checkbox"/> ヘルメット
<input type="checkbox"/> 手袋
<input type="checkbox"/> 懐中電灯
<input type="checkbox"/> 携帯ラジオ
<input type="checkbox"/> 筆記用具
<input type="checkbox"/> メモ帳
<input type="checkbox"/> 食料（個人用）
<input type="checkbox"/> 飲料水（個人用）
<input type="checkbox"/> 薬（個人用）

（自由記載欄）
<input type="checkbox"/>

(4) 交通手段

原則として、徒歩、自転車等による。

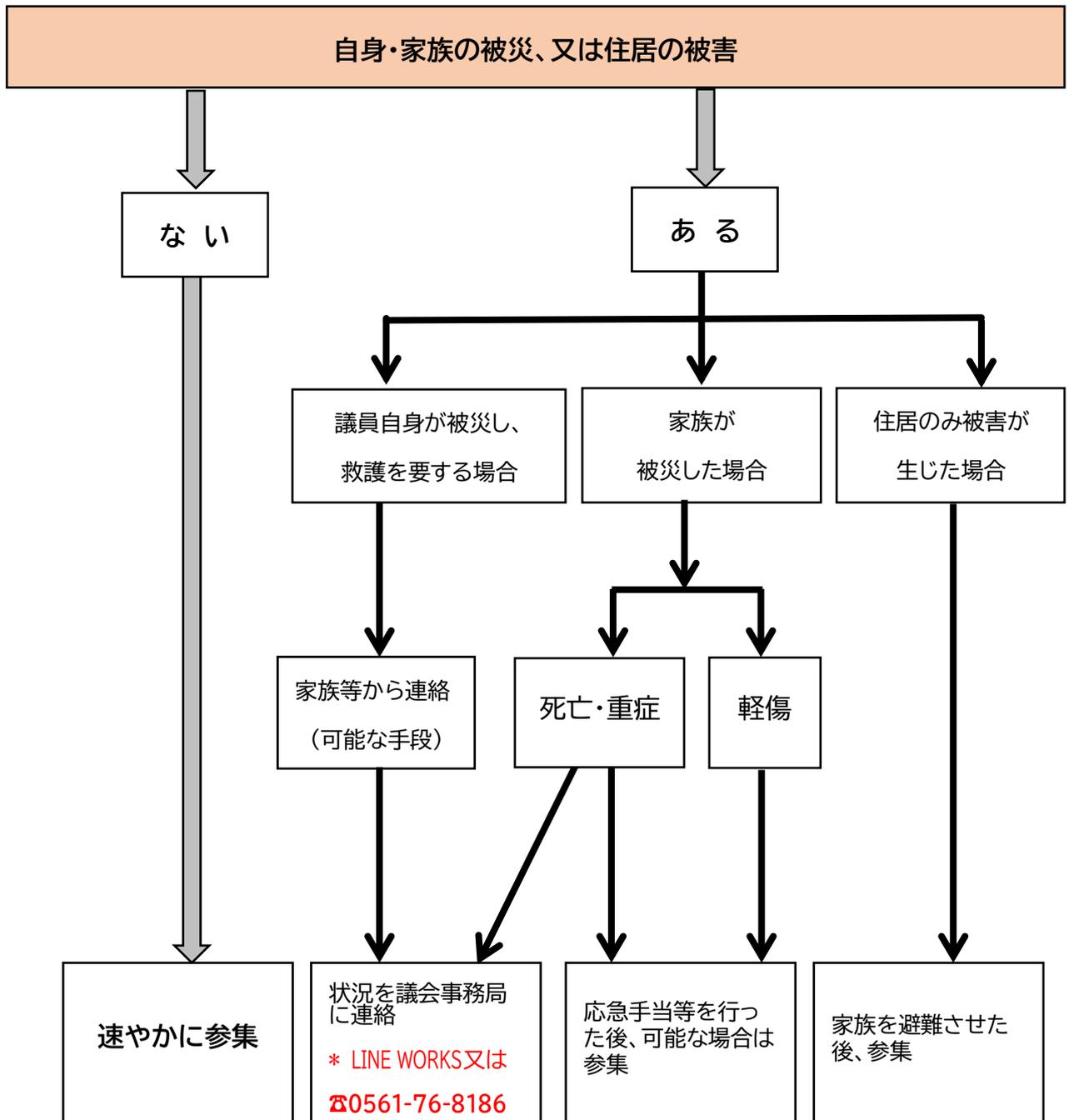
(5) 緊急措置

火災又は人身事故等緊急事態に遭遇した場合は、人命救助等適切な措置を取ること。

【議員の参集フロー】



※ LINE WORKS による参集指示



※ 議員は、自身が被災することも想定し、災害時における自身の行動形態や議会事務局との連絡事項などについて、伝達方法などを含めて、家族間で情報を共有しておくことが必要。

5 災害情報等の収集等

議員は、議会本部からの参集指示があるまでは、地域での救助活動等に協力するとともに、災害状況の調査や市民の意向の収集・把握を行うものとする。

【災害情報の報告方法】

優先順位	方法
1	LINE WORKS による返信 ※複数回送信可
2	情報収集連絡表（様式2）に入力の上、議会グループウェアによりメールを送信 アドレス: syomu@owariasahi-gikai.jp
3	市役所へ登庁し、情報収集連絡表（様式2）を紙面で提出

6 議会防災訓練

議会BCPを発動した場合に、議員及び議会事務局職員が的確かつ迅速に行動できるよう、議会防災訓練を年1回実施する。議会防災訓練実施後は、議会BCPの内容の検証・点検を行うものとする。

7 災害用携帯ハンドブックの作成

災害時の迅速な対応に備えるため、常時携帯できる「災害用携帯ハンドブック」を作成する。

第7 行動基準（感染症編）

1 発生段階

尾張旭市新型インフルエンザ等対策行動計画に準ずる。

状態	発生段階	
	市・県	国
新型インフルエンザ等が発生していない状態	未発生期	
海外で新型インフルエンザ等が発生した状態	海外発生期	
いずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、愛知県内では発生していない状態	県内 未発生期	国内 発生早期
愛知県内で新型インフルエンザ等の患者は発生しているが、すべての患者の接触歴を疫学的調査で追える状態	県内 発生早期	国内発生早期 国内感染期
愛知県内で新型インフルエンザ等患者の接触歴を疫学調査で追えなくなった状態	県内 感染期	国内 感染期
新型インフルエンザ等患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態	小康期	

2 段階に応じた行動基準

県内未発生期

- 議員（委員会、会派を含む）の県外出張を規制する。
やむを得ない事情により、感染地域に滞在する場合は、事前に議会事務局に報告するとともに、現地での行動を記録する。帰省後は、外部との接触を控え、体調の変化に十分注意する。
- 県外からの視察等の受入れを規制する。
- 議員及び議会事務局職員は、感染症対策を徹底する。

県内発生早期

- 議会本部の設置を検討し、設置後は対応方針を協議・決定する。
- 議員（委員会、会派含む）の出張を規制する。

やむを得ない事情により、感染地域に滞在する場合は、事前に議会事務局に報告するとともに、現地での行動を記録する。帰省後は、外部との接触を控え、体調の変化に十分注意する。

- 不特定多数の人が接触する行事について、開催及び参加を規制する。
- 市外からの視察等の受入れを規制する。
- 傍聴希望者に対して、傍聴の自粛を要請する。
- 議員及び議会事務局職員は、感染症対策を徹底する。

県内感染期

- 必要に応じて議会本部を設置し、市対策本部等と連携して情報の共有を図る。
- 議員（委員会、会派含む）の出張を規制する。
- 不特定多数の人が接触する行事について、開催及び参加を規制する。
- 市外からの視察等の受入れを規制する。
- 傍聴希望者に対して、傍聴の自粛を要請する。
- 議員及び議会事務局職員は、感染症対策を徹底する。

小康期

- 国・県・市の動向等を見極め、議会本部を解散する。
- 議員（委員会、会派含む）の出張の規制を緩和・解除する。
- 不特定多数の人が接触する行事について、開催及び参加の規制を緩和・解除する。
- 市外からの視察等の受入れの規制を緩和・解除する。
- 傍聴希望者の制限を緩和・解除する。
- 議員及び議会事務局職員は、感染症対策の徹底を緩和・解除する。

3 議員が感染した場合

- ① 速やかに議会事務局へ連絡する。
- ② 感染が確認されたら医療機関の指示に従う。

4 感染に係る情報公開

議員が新型インフルエンザ等に感染した場合、プライバシーへの十分な配慮を行った上で、必要に応じて下記の項目について情報公開する。

なお、情報公開する項目については、市の公表項目を参考に変更することができる。

- ① 性別・年代
- ② 保健当局から感染の認定を受けた日付
- ③ 状態（重症・軽症の別、自宅待機等）

第8 その他

1 議員連絡網の整備

議会BCP発動時の不測事態に備え、議員連絡網を整備する。

議員連絡網の連絡先に変更が生じたときは、速やかに議会事務局に申し出ること。

第9 議会BCPの見直し・更新

1 議会BCPの見直し・更新

議会BCPを変更すべき事由が生じたときは、見直し・更新を行うことができる。

2 議会BCPの実施主体

議会BCPの検証・点検及び見直し・更新の実施主体は議会運営委員会とする。

第10 各種様式

様式1（地震・風水害） 議員安否・所在確認表

様式2 情報収集連絡表

《参考》安否確認に係る報告事項

様式 1(地震・風水害)

議員安否・所在確認表

記入日時	日にち	月	日()	確認日時 (事務局)	日にち	月	日()
	時間	午前・午後	時 分		時間	午前・午後	時 分
議員名				確認者			

安否情報	議員本人	<input type="checkbox"/> 無事 <input type="checkbox"/> 軽症 <input type="checkbox"/> 重症(骨折等で動けない状態) <input type="checkbox"/> その他()
	家族	<input type="checkbox"/> 全員無事 <input type="checkbox"/> 重症者がいる <input type="checkbox"/> 分からない <input type="checkbox"/> その他()
住居の被害状況	被害	<input type="checkbox"/> 無事、もしくは軽微な損傷 <input type="checkbox"/> 半壊、もしくは全壊で住めない <input type="checkbox"/> 分からない <input type="checkbox"/> その他()
現在の所在	※ 自宅以外ならその他欄に詳細を記入 <input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> その他()	
今後の所在	※ 自宅以外ならその他欄に詳細を記入 <input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> その他()	
参集の可否	今後、参集指示があり、市役所に登庁する場合(※ 参集指示は別途指示があります。) <input type="checkbox"/> 30分以内に登庁可能 <input type="checkbox"/> 30分～1時間で登庁可能 <input type="checkbox"/> 1時間～3時間で登庁可能 <input type="checkbox"/> 登庁可能だが、登庁に3時間以上かかる <input type="checkbox"/> 登庁不可 <input type="checkbox"/> その他()	
連絡先	※議員と連絡が取れない場合は、家族の連絡先を記入 [電話番号]	
その他連絡事項等		

情報収集連絡表

報告日時	日にち	月	日()	受信日時 (事務局)	日にち	月	日()
	時間	午前・午後	時 分		時間	午前・午後	時 分
議員名				受信者			
連絡先				受信番号			

災害発生 場所	学区	
	住所又は名称	
概要		
対応状況		
要望等		
その他		

【連絡先】電 話 0561-76-8186 (直通)

メール syomu@owariasahi-gikai.jp

《参考》 安否確認に係る報告事項

1 LINE WORKS のアンケートを使用した場合

<p>・自分の安否状況</p> <p><input type="radio"/> 無事</p> <p><input type="radio"/> 軽症</p> <p><input type="radio"/> 重症(骨折等で動けない状態)</p> <p><input type="radio"/> その他</p> <p style="text-align: center;">詳細</p> <p>・家族の安否状況</p> <p><input type="radio"/> 全員無事</p> <p><input type="radio"/> 重症者がいる</p> <p><input type="radio"/> 分からない</p> <p><input type="radio"/> その他</p> <p style="text-align: center;">詳細</p> <p>・住居の被害状況</p> <p><input type="radio"/> 無事、もしくは軽微な損傷</p> <p><input type="radio"/> 半壊、もしくは全壊で住めない</p> <p><input type="radio"/> 分からない</p> <p><input type="radio"/> その他</p> <p style="text-align: center;">詳細</p>	<p>・現在の所在</p> <p>自宅以外ならその他欄に詳細を記入</p> <p><input type="radio"/> 自宅</p> <p><input type="radio"/> その他</p> <p style="text-align: center;">詳細</p> <p>・今後の所在</p> <p>自宅以外ならその他欄に詳細を記入</p> <p><input type="radio"/> 自宅</p> <p><input type="radio"/> その他</p> <p style="text-align: center;">詳細</p> <p>・参集の可否</p> <p>今後、参集指示があり、市役所に登庁する場合</p> <p>※参集指示は別途指示があります</p> <p><input type="radio"/> 30分以内に登庁可能</p> <p><input type="radio"/> 30分～1時間で登庁可能</p> <p><input type="radio"/> 1時間～3時間で登庁可能</p> <p><input type="radio"/> 登庁可能だが、登庁に3時間以上かかる</p> <p><input type="radio"/> 登庁不可</p> <p><input type="radio"/> その他</p> <p style="text-align: center;">詳細</p> <p>・連絡先(電話番号)</p> <p>・その他連絡事項等</p>
--	---

2 市議会グループウェア、電話、災害伝言ダイヤルにより報告する場合

- (1) 市議会グループウェアで報告する場合、様式は任意とする。
- (2) 以下の5項目について簡潔に報告すること。

1	議員とその家族の安否
2	議員の住居の被害状況
3	議員の所在地
4	議員の参集可否と参集可能時期
5	議員の連絡先

メモ欄

○ 改正等経緯等

1	令和6年5月	尾張旭市議会BCP（業務継続計画）策定
2	令和7年4月	尾張旭市議会BCP（業務継続計画）一部改正 ・ 議会BCP発動基準（地震）を一部改正 ・ 情報収集連絡表の報告方法をLINE WORKSでも可とすることを認め合い、一部改正 ・ 様式1及び2を改正

尾張旭市議会 BCP
(業務継続計画)

令和7年4月 発行
尾張旭市議会

〒488-8666

愛知県尾張旭市東大道町原田 2600 番地1

電話 0561-76-8186(直通)

0561-53-2111(代表)

内線 652・653

FAX 0561-52-2222

メール syomu@owariasahi-gikai.jp

区分	行動内容
議員	<input type="checkbox"/> 自身の安全を確保し、近くに被災者があれば救助を行う。 <input type="checkbox"/> 指示があるまで参集場所まで待機するとともに、議会本部に安否等の報告を行う。 <input type="checkbox"/> 指示があるまで参集場所まで待機するとともに、議会本部に安否等の報告を行う。 <input type="checkbox"/> 議会本部に安否等の報告を行い、本部長から参集の支援活動、災害情報の収集・議会本部への報告に当たる。 <input type="checkbox"/> 正副議長は、議会事務局長から市対策本部が設置された旨の連絡を受けたら、議会本部の設置を協議する。 <input type="checkbox"/> 議会日ＣＰ発動次第、議会事務局長からの参集連絡を受け、正副議長は正副議長室へ参集する。 <input type="checkbox"/> 議長は、災害情報を収集し、議員の参集を検討する（参集時は議員派遣手続が必要）。
議事	<input type="checkbox"/> 自身の安全を確保し、近くに被災者があれば救助を行う。 <input type="checkbox"/> 被災状況確認 <input type="checkbox"/> 被災状況確認 <input type="checkbox"/> 議会事務局長は正副議長に市対策本部の設置状況等や議会ＢＣＰ発動時の参集の連絡を行う。 <input type="checkbox"/> 非常時優先業務（議員の安否確認等）を行う。 <input type="checkbox"/> 議会本部会議開催の準備を行う。
議事事務局	<input type="checkbox"/> 自身の安全を確保し、近くに被災者があれば救助を行う。 <input type="checkbox"/> 被災状況確認 <input type="checkbox"/> 被災状況確認 <input type="checkbox"/> 議会事務局長は、市対策本部の設置状況等を正副議長に連絡する。 <input type="checkbox"/> 非常時優先業務（議員の安否確認等）を行う。 <input type="checkbox"/> 議会本部会議開催の準備を行う。

② 開庁時（①以外）

山折り

③ 開庁日（時間外・土日祝日）

区分	行動内容
議員	【市内にいる場合】 <input type="checkbox"/> 自身の安全を確保し、近くに被災者があれば救助を行う。 <input type="checkbox"/> 家族の安否を確認する。 <input type="checkbox"/> 議会本部へ安否等の報告を行う。 <input type="checkbox"/> 本部長から参集指示があるまで、連絡の取れる態勢を確保し、地域での支援活動、災害情報の収集・議会本部への報告に当たる。 【市内不在時】 <input type="checkbox"/> 自身の安全を確保し、近くに被災者があれば救助を行う。 <input type="checkbox"/> 家族の安否を確認する。 <input type="checkbox"/> 議会本部へ安否等の報告を行う。 <input type="checkbox"/> 市内への帰路を確保し、速やかに帰宅する。 <input type="checkbox"/> 本部長から参集指示があるまで、連絡の取れる態勢を確保する。 <input type="checkbox"/> 帰宅後、議会本部から参集指示があるまで、地域での支援活動、災害情報の収集・議会本部への報告に当たる。
議会	<input type="checkbox"/> 正副議長は、議会事務局長から市対策本部が設置された旨の連絡を受けたら、議会本部の設置を協議する。 <input type="checkbox"/> 議会ＢＣＰ発動次第、議会事務局長からの参集連絡を受け、正副議長は正副議長室へ参集する。 <input type="checkbox"/> 議長は、災害情報を収集し、議員の参集を検討する（参集時は議員派遣手続が必要）。
議事事務局	<input type="checkbox"/> 自身の安全を確保し、近くに被災者があれば救助を行う。 <input type="checkbox"/> 家族の安否を確認する。 <input type="checkbox"/> 正副議長、議会事務局職員の安否確認を行う。 <input type="checkbox"/> 議会事務局長は、正副議長に市対策本部の設置状況等や議会ＢＣＰ発動時の参集の連絡を行う。 <input type="checkbox"/> 市対策本部が設置された際に発せられる議会事務局長からの指示、市職員参集メールに基づき、議会事務局に参集し、被害状況を確認する。 <input type="checkbox"/> 非常時優先業務（議員の安否確認等）を行う。 <input type="checkbox"/> 議会本部会議開催の準備

区分	行動内容
議員	<input type="checkbox"/> 自身の安全を確保し、近くに被災者があれば救助を行う。 <input type="checkbox"/> 指示があるまで参集場所まで待機する。
議事	<input type="checkbox"/> 議長・委員長は、全議参加者全員が確認 <input type="checkbox"/> 議長・委員長は、議会事務局職員に傍聴者の避難誘導と安全確保を指示する。 <input type="checkbox"/> 議長・委員長は、議会事務局職員に傍聴者の避難誘導と安全確保を指示する。 <input type="checkbox"/> 正副議長は、議会事務局長から市対策本部が設置された旨の連絡を受けたら、議会本部の設置を協議する。
議事事務局	<input type="checkbox"/> 自身の安全を確保し、近くに被災者があれば救助を行う。 <input type="checkbox"/> 被災状況確認 <input type="checkbox"/> 被災状況確認 <input type="checkbox"/> 議会事務局長は、市対策本部の設置状況等を正副議長に連絡する。 <input type="checkbox"/> 非常時優先業務（議員の安否確認等）を行う。 <input type="checkbox"/> 議会本部会議開催の準備を行う。

① 開庁時（本会議・委員会開会中）

【安否確認方法】

優先順位	方法
1	LINE WORKS による返信
2	市議会グループウェアによりメールを送信 アドレス: syomu@owar.iasahi-gikai.jp
3	電話による連絡 議会事務局: 0561-76-8186 (直通)
4	災害用伝言ダイヤル(1717)による。 市役所へ登庁し、議員安否・所在確認表(様式1)を紙面で提出
5	

※2～4の場合の報告事項

- ①議員とその家族の安否、②所在地、③居宅の被害状況、④参集の可否と参集可能時期、⑤連絡先

【参集・活動時に係る留意事項】

- 連絡方法
参集に係る連絡は、LINE WORKS による。
- 交通手段
原則として、徒歩、自転車による。
- 服装
防災活動に支障のない安全な服装（防災服等）



種類	配備時期
第2	非常配備 「南海トラフ臨時情報(大地震警戒)」が発せられ、市対策本部長が必要と認めた場合
第3	非常配備 尾張旭市で震度5強又は通信回線が途絶し、情報伝達ができなくなった場合
種類	配備時期
第2	非常配備 尾張旭市で震度5弱が観測された場合
第3	非常配備 市内全域又は相当の地域に甚大な被害が発生又は発生すると予想され、市対策本部長が必要と認めた場合
種類	配備時期
第2	非常配備 以下のいずれかに該当した場合 ① 尾張旭市に対して大雨・暴風・洪水の各警報、土砂災害警戒情報、大雨・暴風の各特別警報のうち、いずれかが発せられ、市対策本部長が警戒体制に移行する必要があると認めた場合 ② その他、市対策本部長が必要と認めた場合

《市非常配備基準(抜粋)》

○ 携行品

<input type="checkbox"/> ヘルメット	<input type="checkbox"/> 食料(個人用)	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> 手袋	<input type="checkbox"/> 飲料水(個人用)	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> 懐中電灯	<input type="checkbox"/> 薬(個人用)	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> 携帯ラジオ	(以下、自由記載欄)	
<input type="checkbox"/> 筆記用具	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> メモ帳	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

○ 緊急措置

火災又は人身事故等緊急事態に遭遇した場合は、人命救助等適切な措置を取ること。

○ 災害情報の収集等

議員は、議会本部からの参集指示があるまでは、地域での支援活動等に協力するとともに、災害状況の調査や市民の意向の収集・把握を行う。

《災害情報の報告方法》

優先順位	方法
1	LINE WORKS による返信 ※複数回送信可
2	情報収集連絡表(様式2)に入力の上、議会グループウェアによりメールを送信 アドレス: syomu@owar.iasahi-gikai.jp
3	市役所へ登庁し、情報収集連絡表(様式2)を紙面で提出

災害種別	発動基準
風水害	① 市対策本部が第2非常配備(警戒体制)としたとき ② 市対策本部が第3非常配備としたとき
地震	① 市対策本部が第2非常配備としたとき ② 市対策本部が第3非常配備としたとき (南海トラフ臨時情報)
その他	上記自然災害のほか、大規模火災などの大規模な事故、新型インフルエンザ等の重大な感染症、大規模テロなどによる大きな被害が発生した場合、又はそのおそれがあるとき

【議会BCP発動基準】

尾張旭市議会議員は、尾張旭市で災害の発生又は災害が発生するおそれがある場合に、迅速かつ確かな災害対応をとる必要があります。
 そのため、いどこで災害が発生しても慌てないよう、議会BCPを確認してください。
 また、議員一人ひとりが平日頃から危機管理意識を持つよう、このハンドブックを常時携帯し、有効に活用してください。

【はじめに】

常時携帯



令和7年4月現在



尾張旭市議会
(☎0561-76-8186)

【災害等発生時の行動指針】

- 1 議会

議会は、市内で災害等が発生した非常事態においても議会の機能を停止させることなく、適正かつ公正に議会運営を行う。そのため、発災時から復旧に至るまでの様々なケースを想定し、審議・調査等を行える体制を整える。
- 2 議員

議員は、議会が議事機関としての機能を維持するための構成員としての役割を担う。
また、地域の一員として、被災した市民の救援や被害の復旧を果たす役割を担うとともに、地域の被災状況や要望の情報収集等に努める。
- 3 市との連携・協力

災害発生時において、実質的かつ主体的に対応するのは市対策本部（執行機関）である。議会は、議事機関であるため、主体的な役割は担わない。よって、災害発生時においては、市対策本部（執行機関）が職務に専念できるように、災害等の情報収集、要請等行動については、議員が個別に行うことなく、議会として集約し、状況や必要性により対応しなければならない。
一方で、議会として行政監視機能と議決機能を適切に実行するため正確な情報収集し、確認することも必要であるため、議会と市はそれぞれの役割を踏まえて、情報の共有体制を整えるものとする。

【尾張旭市議会災害対策本部】

- 1 設置
 - (1) 議長は、議会BCPの対象となる災害等が発生したとき、又は、市対策本部が設置された場合、必要に応じて、尾張旭市議会災害対策本部（以下「議会本部」という。）を設置する。
 - (2) 上記以外の場合においても、議長が必要と認めるときは、議会本部を設置することができる。
 - (3) 議会本部は、尾張旭市庁舎内「尾張旭市議会事務局」に設置する。
ただし、市庁舎が使用できないときは議長が別に定める。
- 2 構成
 - (1) 議会本部は、本部長（議長）、副本部長（副議長）をもって構成する。
 - (2) 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 3 参集基準及び範囲
 - (1) 本部長及び副本部長は、議会BCPの対象となる災害等が発生したときは、必要に応じて参集する。
 - (2) 本部長が必要と認める場合は、議員に対し、議会本部への参集を求めることができる。
- 4 任務
 - (1) 議員の安否等の確認を行うこと。
 - (2) 市対策本部からの災害情報を各議員に提供すること。
 - (3) 災害情報を収集・整理し、市対策本部に提供すること。
 - (4) 被災地及び避難所等の調査を行うこと。
 - (5) 必要に応じて国・県等へ要望を行うこと。
 - (6) その他、本部長が必要と認める事項に関すること。
- 5 情報共有及び協議・調整

議会本部は、情報共有及び、協議・調整を行うため、必要に応じて議会本部会議を開催することができる。

【災害等発生時の役割】

- 1 議会の役割
 - (1) 議会BCPの対象となる災害等が発生したときは、議会本部を設置し、市対策本部が災害等の対応に専念できるように、必要な協力・支援を行う。
 - (2) 災害等支援、復旧・復興が迅速に進むよう、条例や予算等の審議を行う。
- 2 議長の役割
 - (1) 議会本部の設置を決定する。
 - (2) 議会本部の事務を本部長として総括する。
 - (3) 議会の災害対応に関する事務を総括する。
 - (4) 必要に応じて市対策本部の会議等を傍聴し、情報収集に努める。
 - (5) 上記(1)から(4)までにおいて、議長が不在又は職務を行うことができない場合は、職務代理者が行う。

順位	職務代理者
1	副議長
2	議会運営委員会委員長
3	総務委員会委員長
4	福祉文教委員会委員長
5	都市環境委員会委員長
6	予算決算委員会委員長
7	会派の代表者（多数会派順）

- 3 議員の役割
 - (1) 自らの安否及び居所又は連絡場所を議会本部に報告し、連絡体制を確立する。
 - (2) 議会本部より情報の提供を受ける。
 - (3) 各地域における被災地及び避難所等での情報収集を行い、必要に応じ議会本部へ報告する。
 - (4) 各地域における活動に協力する。
 - (5) 各地域において被災者に対する相談及び助言等を行う。
 - (6) 本部長から議会本部への参集の指示があった場合、議会本部へ参集する。
 - (7) その他、本部長の指示があった場合には指示に基づき行動する。

【南海トラフ地震臨時情報とは】

「南海トラフ地震臨時情報」は、南海トラフ沿いで異常な現象が観測された場合や、地震発生の可能性が相対的に高まっていると評価された場合などに、気象庁から発表される情報です。情報名の後にキーワードが付記され、「南海トラフ地震臨時情報」が発表されます。
議会BCP発動の基準にもなりますので、注視しておいてください。

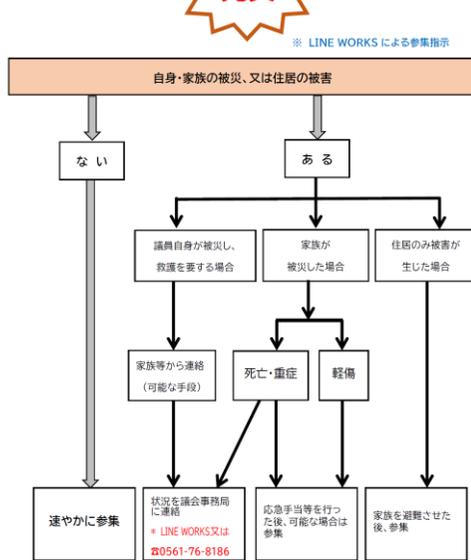
【南海トラフ地震臨時情報のキーワード及び発表条件】

キーワード	発表条件
調査中	・観測された異常な現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合
巨大地震警戒	・南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界において M8.0 以上の地震が発生したと評価した場合
巨大地震注意	・南海トラフ地震の想定震源域内のプレート境界において M7.0 以上、M8.0 未満の地震が発生したと評価した場合 ・想定震源域のプレート境界以外や、想定震源域の海溝軸外側 50 km 程度までの範囲で、M7.0 以上の地震が発生したと評価した場合 ・ひずみ計等で有意な変化として捉えられる、短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合
調査終了	巨大地震警戒、巨大地震注意のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

【開庁日（時間外・土日祝日）における業務継続体制の流れ】



【議員の参集フロー】



※ 議員は、自身が被災することも想定し、災害時における自身の行動形や議会事務局との連絡事項などについて、伝達方法などを含めて、家族間で情報を共有しておくことが必要。

様式 1（地震・風水害）

議員安否・所在確認表

記入日時	日にち			確認日時	日にち			
	月	日	時		月	日	時	
時間	午前/午後	時	分	(事務局)	時間	午前/午後	時	分
議員名				確認者				

安否確認	議員本人	<input type="checkbox"/> 無事 <input type="checkbox"/> 軽傷 <input type="checkbox"/> 重症(骨折等で動けない状態) <input type="checkbox"/> その他()
	家族	<input type="checkbox"/> 全員無事 <input type="checkbox"/> 重症者がいる <input type="checkbox"/> 分からない <input type="checkbox"/> その他()
住居被害状況	被害	<input type="checkbox"/> 無事、もしくは軽微な損傷 <input type="checkbox"/> 半壊、もしくは全壊で住めない <input type="checkbox"/> 分からない <input type="checkbox"/> その他()
	現在の所在	※ 自宅以外ならその他欄に詳細を記入 <input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> その他()
今後の所在	今後の所在	※ 自宅以外ならその他欄に詳細を記入 <input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> その他()
	参集可否	今後、参集指示があり、市役所に参集する場合(※ 参集指示は別途指示があります。) <input type="checkbox"/> 30分以内に参集可能 <input type="checkbox"/> 30分~1時間で参集可能 <input type="checkbox"/> 1時間~3時間で参集可能 <input type="checkbox"/> 参集可能だが、参集に3時間以上かかる <input type="checkbox"/> 参集不可 <input type="checkbox"/> その他()
連絡先	※議員と連絡が取れない場合は、家族の連絡先を記入 【電話番号】	
その他		

様式 2

情報収集連絡表

報告日時	日にち			受信日時	日にち			
	月	日	時		月	日	時	
時間	午前/午後	時	分	(事務局)	時間	午前/午後	時	分
議員名				受信者				
連絡先				受信番号				

災害発生場所	学区	
	住所又は名称	
概要		
対応状況		
要望等		
その他		

【連絡先】電話 0561-76-8186（直通）

メール syom@owariasahi-gikai.jp

令和6年度議会防災訓練における確認事項

1 全議員の安否確認及び情報収集連絡表を LINE WORKS で確認する方法

- ① LINE WORKS での回答後、安否確認及び情報収集連絡表のアドレスをタップする。
- ② 「回答が正常に送信されました。」という表示になるので、その画面の下方にある「結果確認」をタップする。
- ③ 回答者全員の回答状況を確認することができる。

【注意】

自身が未回答の場合、回答者全員の回答状況を確認することはできないので注意。

①回答後

①回答後

②「結果確認」タップ

2 議員安否・所在確認表及び情報収集連絡表の記入方法

別添のとおり

3 LINE WORKS の定期的なログイン確認について

令和7年度から定例会前の全員協議会開催日の朝に、安否確認の簡易版「配信テスト」を行います。

①回答後

②「提出する」タップ

4 LINE WORKS で情報収集連絡表を複数回送信する方法

①回答後

②「別の回答を提出」タップ

議員安否・所在確認表

記入日時	日にち	● 月 ● 日 (●)	確認日時 (事務局)	日にち	月	日 ()
	時間	午前・午後 ● 時 ● 分		時間	午前・午後	時
議員名	●● ●●			確認者		

安否情報	議員本人	<input type="checkbox"/> 無事 <input checked="" type="checkbox"/> 軽症 <input type="checkbox"/> 重症(骨折等で動けない状態) <input type="checkbox"/> その他()
	家族	<input type="checkbox"/> 全員無事 <input type="checkbox"/> 重症者がいる <input checked="" type="checkbox"/> 分からない <input type="checkbox"/> その他()
住居の被害状況	被害	<input type="checkbox"/> 無事、もしくは軽微な損傷 <input checked="" type="checkbox"/> 半壊、もしくは全壊で住めない <input type="checkbox"/> 分からない <input type="checkbox"/> その他()
現在の所在	※ 自宅以外ならその他欄に詳細を記入 <input checked="" type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> その他()	
今後の所在	※ 自宅以外ならその他欄に詳細を記入 <input type="checkbox"/> 自宅 <input checked="" type="checkbox"/> その他(旭小学校指定避難所)	
参集の可否	今後、参集指示があり、市役所に登庁する場合(※ 参集指示は別途指示があります。) <input checked="" type="checkbox"/> 30分以内に登庁可能 <input type="checkbox"/> 30分～1時間で登庁可能 <input type="checkbox"/> 1時間～3時間で登庁可能 <input type="checkbox"/> 登庁可能だが、登庁に3時間以上かかる <input type="checkbox"/> 登庁不可 <input type="checkbox"/> その他()	
連絡先	※議員と連絡が取れない場合は、家族の連絡先を記入 [電話番号] ●●●●-●●●●-●●●●	
その他連絡事項	旭小学校指定避難所にて避難所運営をしています。	

情報収集連絡表

報告日時	日にち	● 月 ●● 日(●)	受信日時 (事務局)	日にち	月 日()
	時間	午前・午後 ●● 時 ● 分		時間	午前・午後 時 分
議員名	●● ●●		受信者		
連絡先	●●●●-●●●●-●●●●		受信番号		

災害発生 場所	学区	旭小学校
	住所又は名称	尾張旭市文化会館付近
概要	<p>尾張旭市文化会館横の横断歩道の電柱が倒れて、車や人が通れない。 通行の邪魔になっているだけでなく、電線が切れて、付近の樹木に垂れ下がっているため、危険である。</p>	
対応状況	<p>周辺に危険がないか確認の上、切れている電線や樹木に近づかないよう交通整理をしている。市職員が現地確認に来るのを待っている状況。</p>	
要望等	<p>電柱の撤去が望ましいが、まずは切れている電線の応急処置を早急にお願いしたい。迂回用のコーンや柵が必要。</p>	
その他	<p>火災等になる前に、まずは、応急処置をお願いしたい。</p>	

【連絡先】電 話 0561-76-8186 (直通)
 メール syomu@owariasahi-gikai.jp